

## 先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（ASSET 事業） 平成 27 年度取引参加者 募集要項

環境省では、平成 24 年度に開始した先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業（以下、「ASSET 事業」という）におきまして、排出枠の取引に参加する「取引参加者」を募集します。ASSET 事業の概要、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

### 1. ASSET 事業の概要

ASSET 事業は、率先して先進的で高効率な低炭素設備機器の導入に取り組む事業者が、当該設備機器の導入等を加味した適切な排出削減目標を設定し、低炭素設備機器の導入と併せて事業所における運用改善の取組も行いつつ、本事業の参加者全体で排出枠の調整を行うことで、事業全体として確実な排出削減を担保し、もって業務・産業両部門における二酸化炭素排出量を効率的に大幅削減することを目的とする事業です。

#### ※ASSET 事業への参加方法について

・ ASSET 事業への参加には以下の 2 通りの方法があります。

##### ①目標保有参加者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者（平成 24 年度～平成 27 年度の二酸化炭素排出抑制対策等補助金（先進対策の効率的実施による二酸化炭素排出量大幅削減設備補助事業）の採択事業者）

##### ②取引参加者

排出枠の取引を目的として、ASSET システムに口座を設け、取引を行う参加者。取引参加者に対しては、補助金の交付及び排出枠の初期割当ては行いません。

- ・ 今回は、本募集により、②の取引参加者を募集することとなります。
- ・ ①の目標保有参加者は今回の募集の対象ではありません。

### 2. 取引参加者の事業内容等

#### (1) 取引参加者の事業内容

- ・ ASSET 事業に参加する目標保有者及び取引参加者との間で、排出枠の取引・移転を行います。

※ 取引の方法等、参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、ASSET ウェブサイトに掲載している各期実施ルール (<http://www.asset.go.jp/rule>) 及び、別紙 2「ASSET 事業 取引参加者向け実施ルール解説 Ver. 1.0」をご覧ください。

#### (2) 応募資格（取引参加者）

- 1) 民間事業者であること。※国及び地方公共団体は対象とはなりません。
- 2) 排出枠の保有及び移転等は ASSET システム（※）を用いて行うため、インターネットへアクセス可能な環境を有していること。  
※排出枠の移転・償却を行うための電子システム。 (<https://www2.env.go.jp/asset/>)
- 3) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること。
- 4) 排出枠取引を行った場合に、取引経緯や取引価格等に関する環境省担当官からの質問等に

対応すること。

### (3) 取引への参加期間

取引参加者としての採択時以降、平成27年11月末の第2期目標保有者の償却期限までとします。ただし、後述するバンキングに係る申請を行うことによって平成27年12月以降も取引参加者として事業に参加することが可能です。

### (4) 参加費用

本事業に参加いただくにあたり、特段の費用はいただきません。また、取引参加者として本事業へ参加することによって生ずるいかなる費用についても、環境省は負担いたしませんので御留意ください。

### (5) 取引ルールの概要

ASSET 事業への参加に伴い守っていただくべきルールの詳細については、各期実施ルール及び、「ASSET 事業 取引参加者向け実施ルール解説 Ver. 1.0」に記載してありますが、その概要は以下のとおりです。

#### 1) ASSET システムにおける口座開設

参加者は、排出枠の保有・移転等を記録する ASSET システムに口座を開設します。

#### 2) 排出枠の取引

排出枠は参加者間で取引可能です。

取引可能な排出枠は、

- 目標保有者に初期割当量として交付される「JAA」
- CDMによるクレジット（CER）を基に発行される「jCER」。ただし、第2期の目標保有者のみ償却に利用可能。
- 環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を基に発行される「jVER」。ただし、第3期以降の目標保有者のみ償却に利用可能。

の3種類です。

#### 3) 排出枠の償却義務

取引参加者については、排出枠の償却義務はありません。

#### 4) 排出枠の繰越（バンキング）

平成27年11月末の第2期目標保有者償却期限後に、各参加者の保有口座に排出枠が残っている場合の当該排出枠（＝余剰排出枠）は、平成28年度を償却期限とする本事業（「次期事業」という）に繰り越し（バンキング）、前述の jCER を除き、次回事業の中においても取引・移転・償却等が可能です。バンキング申請期間は毎年度の償却期限後に設定され、取引参加者を含む全ての口座保有者は、継続してバンキングするためには毎年度バンキング申請が必要となります。

## 3. 取引参加者の選定等について

### (1) 選定方法

応募者より提出された書類（後記4.(2)参照のこと）をもとに、排出量取引に関する知見及び実績等を勘案した上で、取引参加者の役割を果たすに足りる経理的基礎を有しているかを判断し、採択事業者を選定します。

(2) 採択結果の公表

採択の結果については、平成27年8月下旬を目処に環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/press/index.html>) 及びASSETウェブサイト (<http://www.asset.go.jp/>) 上で公表いたします。

4. 応募案内

(1) 応募方法

(2) に示す事業の応募に必要な書類を受付期間内に環境省へ提出していただきます。書類は封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「ASSET 事業 平成27年度取引参加者応募書類」と朱書きで明記して下さい。

(2) 応募に必要な書類及び提出部数

- ①取引参加申込書（別添1）
- ②法人の定款
- ③企業のパンフレット等、応募事業者の業務概要の説明資料（様式任意）
- ④経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）

①②③④の書類について、正本1部及び副本1部を提出して下さい。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途ヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、御了承下さい。

(3) 応募書類の受付期間

平成27年7月24日（金）～平成27年8月20日（木）17時必着

※期限を過ぎて到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。

(4) 提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階  
環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 「ASSET 事業担当」宛て

(5) 提出方法

持参又は郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、(4)の提出先まで提出して下さい。

5. 応募にあたっての留意事項

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消の措置をとります。

(2) 暴力団排除に関する誓約

応募に必要な書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出してください。また、参加申込書に誓約事項に誓約した旨を明記してください。

(3) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。また、応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省において採択の審査以外の目的に使用することはありません。

6. 応募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階  
環境省地球環境局地球温暖化対策課メカニズム室  
FAX : 03-3580-1382  
E-Mail : [ASSET@env.go.jp](mailto:ASSET@env.go.jp)

(2) 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メール又はFAXの件名は、「ASSET事業 平成27年度取引参加者募集に関する質問」としてください。

(3) 受付期間

平成27年8月18日(火) 17時まで

(4) 回答

平成27年8月19日(水) 17時までに、質問者に対して電子メール又はFAXにより行います。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、取引参加者としての参加満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、申請書の提出をもって誓約します。

#### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。